

愛知教育大学と愛知県公立高等学校長会の相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と愛知県公立高等学校長会（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、愛知教育大学及び公立高等学校の振興並びに教員及び学生の資質・能力の向上等において相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 愛知教育大学及び公立高等学校の振興
- (2) 教員及び学生の資質・能力の向上に関すること
- (3) 現代的教育課題に関すること
- (4) その他甲・乙双方が必要であると認めること

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携協力を推進するための必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 甲乙双方は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものその他に合意すべき事項が生じたときは、甲乙協議の上、新たに定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月26日

甲 愛知教育大学長

野田敦敬

乙 愛知県公立高等学校長会長

柴田悦己